

会員の入会及び退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条から第10条の規定に基づき、この法人（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関する事項並びに入会金及び会費の納入に関する事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、次の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

- 一 正会員 県内に勤務又は居住している建築士法第5条により免許を受けた者
- 二 準会員 県内に勤務又は居住している者で、将来建築士になろうとする者
- 三 名誉会員 次の基準に該当する者
 - イ 本会のために、特に多大な貢献をした者
 - ロ 正会員として期間が40年を超える者、ただし、学識経験者はこの限りでない。
 - ハ 年齢が満70才以上とする。

四 賛助会員 個人又は団体で本会の事業を賛助する者

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前条第1項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 正会員、準会員は、入会するときに別表1に定める入会金及び年会費を以後毎年年会費を納入しなければならない。ただし、(公社)日本建築士会連合会の会員である他の建築士会を退会し、引き続き本会に入会する場合は入会金を免除することができる。この場合、入会申込書の外に理事会で定めた入会金免除申請書を提出しなければならない。

2 年会費は、会員種別に応じて下記の各号のとおりとする。

- (1) 正会員 18,000円
- (2) 準会員 9,000円
- (3) 賛助会員 30,000円/1口

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 定款第12条の定めにより、退会以外の事由により、会員資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録抹消をする。

3 定款第12条により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪

失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(一時休会員)

第7条 正会員又は準会員が病気、勤務上その他やむを得ない事由により長期間会費納入が困難な場合には、理事会の承認を経て、一時休会員とすることができる。休会員は、休会中の会費を免除すると共に、会員の権利を停止する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県建築士会の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 入会金

会員種別	入会金
正会員	3,000 円
準会員	3,000 円